

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月24日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 8日 午前 9時00分から 令和 8年 4月15日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月21日 午前10時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月 8日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月22日 午前10時00分から 令和 8年 4月24日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 三鷹市大沢二丁目
地 番 1140番49
地 目 宅地
地 積 77.46平方メートル

共有者A 持分2分の1
共有者B 持分2分の1

2 所 在 三鷹市大沢二丁目1140番地49
家屋 番号 1140番49の1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 28.87平方メートル
2階 30.40平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約55平方メートル
2階 約43平方メートル

共有者A 持分2分の1
共有者B 持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 8年 1月14日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 橋 本 輝 明

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも掲載されています。



物 件 目 録

1 所 在 三鷹市大沢二丁目
地 番 1140番49
地 目 宅地
地 積 77.46平方メートル

共有者A 持分2分の1
共有者B 持分2分の1

2 所 在 三鷹市大沢二丁目1140番地49
家屋 番号 1140番49の1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 28.87平方メートル
2階 30.40平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約55平方メートル
2階 約43平方メートル

共有者A 持分2分の1
共有者B 持分2分の1



令和7年（ケ）第167号
令和7年10月20日受理
令和7年12月8日提出
（評価人 大和田公一）

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部
執行官 林崎雄彦 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 三鷹市大沢二丁目
地 番 1140番49
地 目 宅地
地 積 77.46平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 三鷹市大沢二丁目1140番地49
家屋 番号 1140番49の1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 28.87平方メートル
2階 30.40平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	東京都三鷹市大沢二丁目10-15
土地	物件1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者(共有者)ら <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる(<input checked="" type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input checked="" type="checkbox"/> 床面積: 1階 約55平方メートル 2階 約43平方メートル
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある — 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者(共有者)ら <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅として占有している(空き家) <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

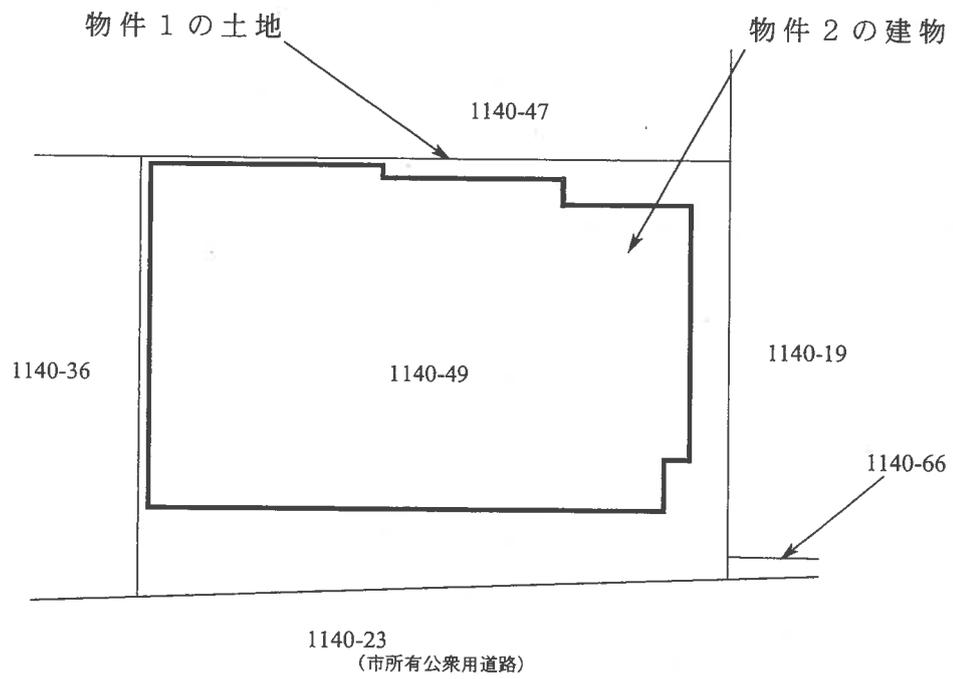
執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 次の事由から、前記のとおり占有者及び占有状況を認定した。
 - (1) 共有者（相続人）らは、いずれも本件不動産所在とは別の場所に住民登録している。
 - (2) 郵便受けには、共有者ら（被相続人）の氏が表示されていた。はみ出た郵便物は劣化しており、長期間人の出入りがないように観察された。
 - (3) 玄関までの経路に、クモの巣が張っていた。
- 3 敷地内の植栽が敷地外に伸長していた。

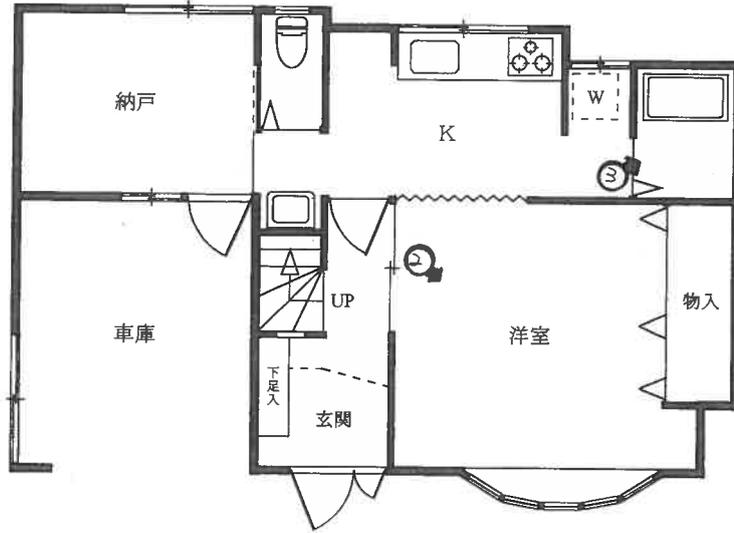
以上

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年10月22日 ： - ：	当庁	ライフライン照会書郵送，不動産登記情報取得
令和7年10月23日 9：35-9：50	物件所在地	物件特定，物件概況調査，外観写真撮影，臨場日時通知書差置
令和7年12月2日 14：50-15：10	物件所在地	物件調査，立入(全室)調査，占有調査，写真撮影，図面作成，評価人同行
年 月 日 ： - ：		
年 月 日 ： - ：		
年 月 日 ： - ：		
年 月 日 ： - ：		
(特記事項)		
<p>■ 令和7年12月2日 目的物件は不在で施錠されていたので，立会人Cを立ち合わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p>□ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p>□ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

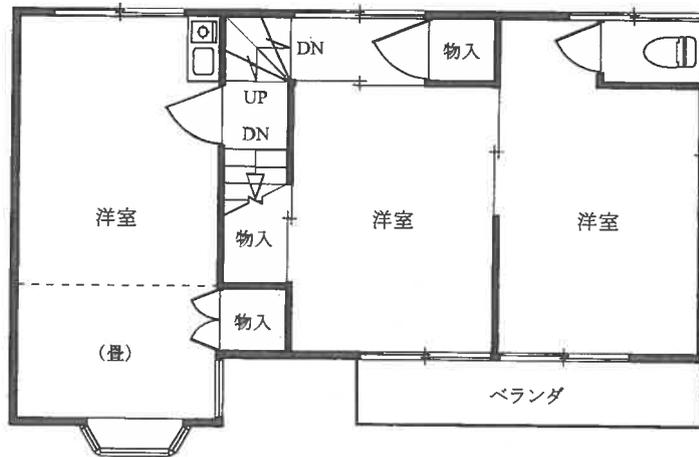


←○ 写真撮影位置と方向



現況床面積 約5.5㎡

1 階



現況床面積 約4.3㎡

2 階

←○ 写真撮影位置 と方向

1



2



3



令和7年(ケ)第167号
令和7年12月2日現地調査
令和7年12月19日評価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部不動産執行係 御中

評 価 書

評価人 大和田 公一

第1 評価額

一括価格	
金 16,080,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 4,740,000円
物件2 (建物)	金 11,340,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		同左
2	次頁物件目録記載のとおり		床面積 : 1階 約55平方メートル 2階 約43平方メートル
番号	特記事項		
	特にない		

物 件 目 録

- 1 所 在 三鷹市大沢二丁目
地 番 1140番49
地 目 宅地
地 積 77.46平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 三鷹市大沢二丁目1140番地49
家屋 番号 1140番49の1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 28.87平方メートル
2階 30.40平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位置・交通	西武多摩川線「多磨」駅の北東方約2.0km（道路距離）、徒歩約25分、最寄りバス停まで徒歩約5分に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付近の状況	<p>近隣は、国立天文台の北側背後に所在し、中小規模の戸建住宅、アパート等の外に農地も多く残る住宅地域である。</p> <p>小・中学校、図書館、三鷹市西部市政窓口、コンビニエンスストア、郵便局等の便益施設は概ね徒歩圏内に存する。</p>	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建蔽率	40%
	容積率	80%
	防火規制	指定なし（法第22条区域）
	その他の規制	第1種高度地区、建築物の高さの最高限度10m、日影規制 建築物の敷地面積の最低限度（最低敷地面積）100㎡※ 首都圏整備法における「近郊整備地帯」 周知の埋蔵文化財宝蔵地（No. 6出山遺跡） 宅地造成等工事規制区域 三鷹市景観計画区域「国分寺崖線重点地区」
	※ 物件1土地は、最低敷地面積を下回るが、この制度の導入時（平成16年6月24日都市計画決定）にすでに存在した敷地については、最低限度未満であっても、分割を行わない限り、再建築が可能である。	
画地の状況	地積	77.46㎡（登記地積）※地積測量図の備付けはない。 ※ 法務局で調査したところ、物件1土地を直接求積した地積測量図は存しなかった。したがって、正確な地積や境界の位置、越境の有無等を把握するためには専門家による測量を要する。なお、測量により登記地積とは異なる結果が得られる可能性もあるため留意を要する。
	形状 間口・奥行 地勢 その他	ほぼ長方形 間口約10.5m・奥行約7m ほぼ平坦 敷地南西側の建物1階部分にビルトインの車庫がある。

<p>接面道路の状況等</p>	<p>南側で幅員3.75～3.85mの舗装市道(建築基準法第42条2項※)とほぼ等高に接面する中間画地である。</p> <p>※ 現地メジャー計測の結果、及び近隣の建築計画概要書等を参考にすると、現況幅員は4mに満たず、道路後退(セットバック)未了である。建て替えの際には、狭あい協議が必要となり、セットバックを要する。</p> <p>セットバックの位置、正確な面積については、狭あい協議、及び測量を行う必要がある。なお、参考として、元道からの中心振り分けによる概測のセットバック数量は、約1.1㎡である。</p>	
<p>土地の利用状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 ・ 建物の配置は、現況調査報告書「土地建物位置関係図」のとおり。 	
<p>供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)</p>	<p>上水道</p> <p>都市ガス</p> <p>下水道</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p>
<p>土地の履歴等</p>	<p>国土地理院の過去の航空写真によると、昭和36年頃は農地等と見受けられる。</p> <p>閉鎖登記簿による地歴調査からは、過去に、土壤汚染の疑いのある所有者等の端緒は認められない。</p>	
<p>特記事項</p>	<p>① 物件1土地は、『三鷹市浸水ハザードマップ』における「浸水想定区域」に画地の北東側が隣接している。過去の浸水履歴については、三鷹市に記録がある平成17年9月以降、大沢2丁目10街区における浸水の報告記録はない。</p> <p>② 敷地内の植栽が道路に越境している。</p>	

2 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和43年2月15日新築 ※ 増築年月日については未登記である。参考として、三鷹市資産税課の記録によると、昭和43年、昭和53年、平成6年に増築が行われている。 新築後約58年、平成6年の増築後約31年 経済的残存耐用年数を既に経過していると判定。
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 亜鉛メッキ鋼板葺 モルタル吹付け等 クロス貼り、合板等 クロス貼り、合板、飾り天井、吹付け等 フローリング、板張り、畳、カーペット等 台所、ミニキッチン、浴室、洗面台、トイレ(2)、ビルトインエアコン、IHクッキングヒーター等 ※設備の動作確認は行っていない。 2階の南東側にベランダがある。
床面積(現況)	1階 約55 m ² 2階 約43 m ² 延べ 約98 m ² ※ 現況の床面積は課税数量とほぼ同じである。なお、課税数量には1階の車庫部分の面積も含まれている。	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 4K+納戸 〔1階〕洋室、台所、納戸、洗面台、浴室、トイレ、車庫等 〔2階〕洋室(3)、ミニキッチン、トイレ等 ※ 2階西側の洋室は中2階であり、出入口は階段の途中にある。同室内には畳敷きの小上がりスペース、ミニキッチンが存する。 また、2階トイレは、東側の洋室内にある。
品 等	中位の下	
保守管理の状況	やや劣る	
建物の利用状況	・建物所有者(共有者)が本建物を居宅として占有している(空き家)。 ・占有減価等の要因はない。	

<p>特 記 事 項</p>	<p>① 物件2建物が所在する地名地番において、建築確認済証及び検査済証の発行記録の有無を調査したが、物件2建物と特定できる建物の検査済証等の記録は見当たらなかった。増築等についても記録が見当たらず、建物の遵法性は確認できなかった。</p> <p>なお、現況の建築面積、延べ面積は建蔽率、容積率を超過しており、再建築に際しては同じ規模の建物は建築できないため留意を要する。</p> <p>② 建物外部は、過去に外壁塗装を行った形跡もあるが、クラック、軒天の雨染み等、全体的に経年に伴う老朽化、劣化が認められる。また、外構のブロック塀についても老朽化しており、クラックも認められた。</p> <p>③ 室内は、過去にリフォームを行った形跡が認められるが、現状は、内装や床面の汚れ・劣化、一部の扉の開閉不具合、トイレや浴室の汚れ、台所等の設備の陳腐化も観察され、老朽化している。</p> <p>なお、家財道具や私物が多いため、目視で観察出来なかった箇所があるほか、建物所有者が不在であったため、給排水の状態やその他の設備・建物の不具合、雨漏りの有無については聴取できず不明である。</p> <p>④ 物件2建物は、旧耐震基準により建築された建物である。</p> <p>また、建築年からすると建材にアスベストが使用されている可能性を否定することができないが、アスベストの有無については、専門調査会社による調査を行わなければ詳細が分からないため留意を要する。</p>
----------------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 ウ	建付 減価 エ	建付地価格 オ
	標準画地価格 ア	個別格差 イ			
1	275,000円/㎡	× 1.03	× 77.46㎡	× 0.90	= 19,750,000円

※総額(円)については、1万円未満四捨五入とした。(以下同じ)

ア 標準画地価格 : 下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 基準地 (三鷹-8) 】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{基準地価格} & & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 267,000\text{円}/\text{m}^2 & \times & \frac{101}{100} & \times \frac{100}{102} & \times \frac{100}{96} & = & 275,000\text{円}/\text{m}^2 \\
 & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正 : 令和7年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標 準 化 補 正 : 方位(西) +2% 基準地の標準化補正を考慮(北方位を標準)。

地 域 格 差 : 基準地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件・街路条件・環境条件・行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差 : 下記の個別的要因を考慮して個別格差率を査定した。

- ・道路方位(南) +5%
- ・セットバックを要する -2%

$$\text{相乗積} (1.05 \times 0.98 \doteq 1.03)$$

$$\underline{\underline{\text{個別格差} : 1.03}}$$

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 敷地と建物の適応状態を考慮した結果、-10%と判定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法、及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 エ
2	180,000円/㎡	× 約98㎡	× 0.02	= 350,000円

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：現況数量による。

ウ 現 価 率：建築後約58年になる建物であり、建物の現況（建物内外部の汚れ・老朽化・劣化等が認められる）、建物の保守管理の状況等の物理的要因による減価、間取りの旧式化、設備の旧式化・陳腐化等による機能的要因による減価、検査済証の発行記録が無く、建物の遵法性が確認できない築年数の古い中古建物の市場性等の経済的要因による減価、観察不能部分の不測の減価等を考慮した結果、取引市場においては既に経済的残存耐用年数を経過しているものと判定される。よって、残価率相当である2%をもって建物の現価率と判定した。

・経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数とは一致するものではない。

残価率	2%
経過年数	約58年
経済的残存耐用年数	—
観察減価率	—

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ウ
1	19,750,000円	× 0.7	法定地上権	= 13,830,000円

ア 建付地価格：前記1.①.オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質等、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格の控除及び加算 イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 カ
1	19,750,000円	- 13,830,000円	/	×1.0	×0.8	= 4,740,000円
2	350,000円	+ 13,830,000円	×1.0	×1.0	×0.8	= 11,340,000円
一括価格（合計）						16,080,000円

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：上記2.①.ウ

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

[指標とした公示価格等]

【 基準地 (三鷹-8) 】

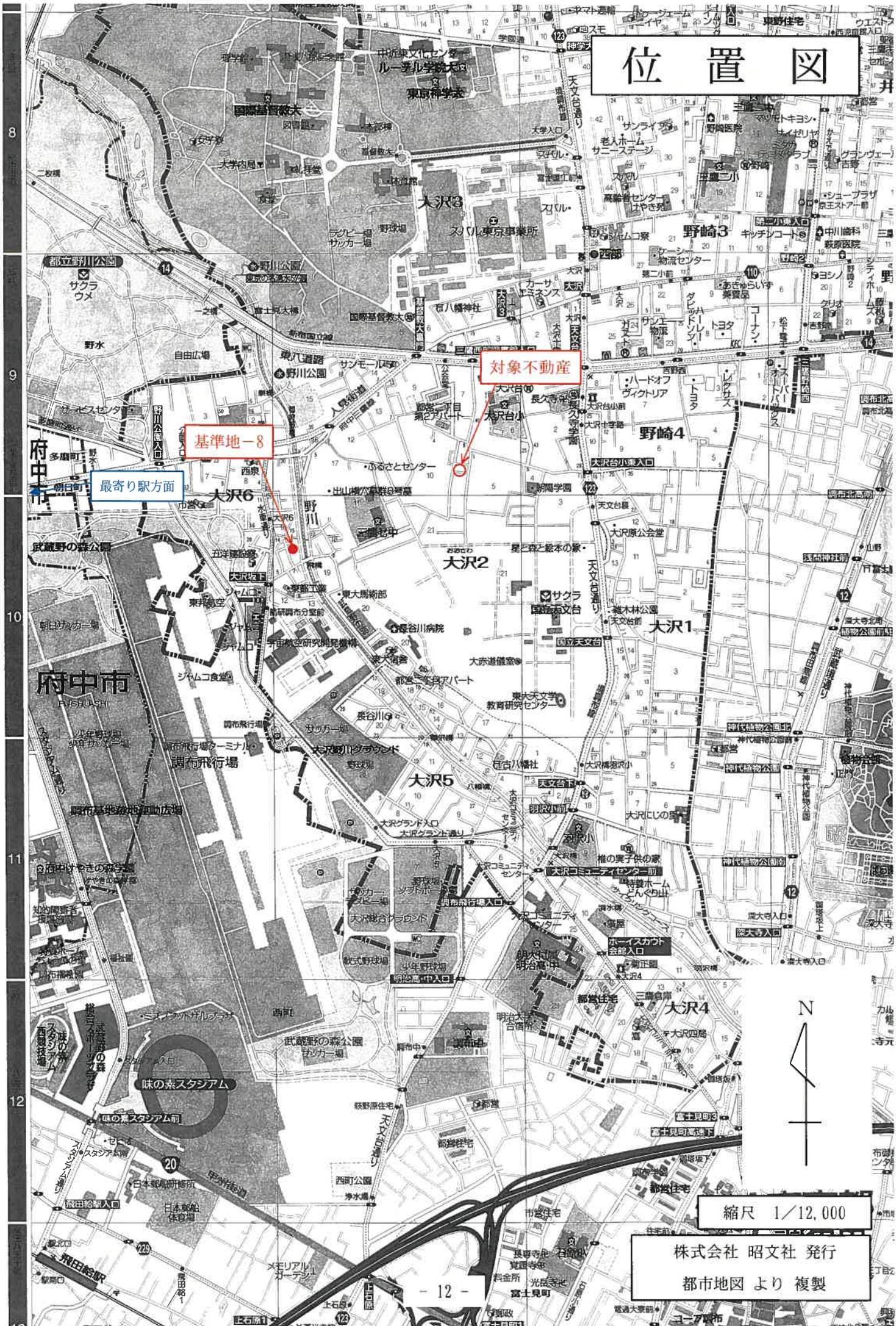
価 格 時 点	令和7年7月1日
所 在 ・ 地 番 「 住 居 表 示 」	三鷹市大沢六丁目512番5 「大沢6-10-2」
1 m ² 当たりの 価 格	267,000円/m ²
地 積	92m ²
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水
前 面 道 路 の 状 況	西5m市道
交 通 施 設 と の 接 近 状 況	「多磨」駅 1,500m
法 令 上 の 制 限	第1種低層住居専用地域(40, 80)、高度地区
周 辺 土 地 の 利 用 の 現 況	住宅の中にアパートや空地が見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写

以上

位置図



縮尺 1/12,000

株式会社 昭文社 発行
都市地図より複製

位置図



対象不動産方面

最寄り駅



縮尺 1/10,000

株式会社 昭文社 発行
都市地図より複製

写 図 公

イ 1137-17 ハ 1138-18 ホ 1156-11 ト 1303-5 リ 1159-6 ル 1140-18
 1137-2 1138-7 1159-11 1303-8 1159-12 つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
 大沢2丁目
 A 大沢2丁目

請求部	所在	三鷹市大沢二丁目		地番	1140番49	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	
種類	旧土地台帳附属地図					
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月22日
 東京法務局府中支局
 請求番号：26-4 登記官

A3をA4に縮小

ヲ 1140-56
ワ 1140-58
カ 1140-59
コ 1140-60
ク 1140-75
レ 1159-3
ソ 1159-4
ツ 1159-9
ネ 1159-13

A 3 を A 4 に縮小